



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

長期使用製品安全表示制度

～ 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止 ～

平成 2 1 年 7 月

経 済 産 業 省

製 品 安 全 課

■ 目 次

1. 制度概要	… 2
2. 規制の対象範囲	… 3
3. 表示内容（表示例及び文字の大きさの目安）	… 4
4. 設計上の標準使用期間	… 5
5. 製品への表示場所　～ 基本的考え方～	… 8
（参考1）本制度と長期使用製品安全点検制度との違い	… 9
（参考2）経済産業省ホームページ	…10

1. 制度概要 ～電気用品安全法技術基準省令の改正～

平成21年4月1日から施行

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。

改正消費生活用製品安全法(平成19年11月公布)における長期使用製品安全点検制度の対象とはならないものの、長期に亘り使用される製品であるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

表示制度の対象電気用品(産業用★のものは含まれません。)

扇風機

エアコン

換気扇

洗濯機※

ブラウン管テレビ 計5品目

具体的には、洗濯機(乾燥装置を有するものを除く。)及び脱水機(洗濯機と一体になっているものに限る。)

★:「産業用のもの」とは、産業の用(業務用)に供される製品であって、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売される製品以外のものをいいます。なお、産業用(業務用)と銘打った製品であっても、一般消費者が購入し、使用している実態があれば、対象となる可能性があります。

【対象者】

対象電気用品の技術基準を遵守すべき製品の製造又は輸入を行っている事業者

【義務】

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の項目(長期使用時の注意喚起表示)の遵守。

→ 製品ごとの個別法である電気用品安全法の技術基準省令によって対応

違反→命令→販売禁止→罰則・併科あり

2. 本制度の規制対象範囲

本制度は「電気用品の技術上の基準を定める省令」に定められている規定であるため、対象の5品目そのものに該当しない製品であっても、技術基準を遵守すべき機能が付属している製品は規制の対象となります。

（例：温水式の浴室用電気乾燥機

→ 換気機能がついているものは、「換気扇」の技術基準を遵守。 ）

例：温水式の浴室用電気乾燥機

→ 換気機能がついているものは、「換気扇」の技術基準を遵守。

→ 必要な表示を製品に行うこととなる。

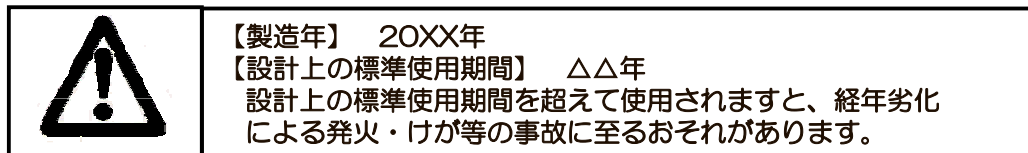
消費生活用製品安全法に定める特定保守製品に指定されている『電気乾燥機（浴室用のものであつて、電熱装置を有するもの。）』（消費生活用製品安全法施行令別表三第九号参照。）』は、電気用品であり、かつ主に換気扇機能を有するものが多いですが、本制度の対象外となっております。（本製品は、別途、消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度においてその経年劣化による事故防止対策がなされております。）

3. 表示内容（表示例及びその文字の大きさの目安）

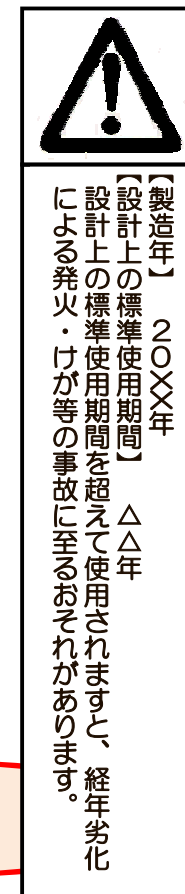
- ◆製造年
- ◆設計上の標準使用期間
- ◆設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

< 表示例 >

（ヨコ書き）



（タテ書き）



- ◆ 文字は判読しやすいように可能な限り大きいことが原則。
（文字の大きさ（高さ）3.0mm以上が目安）
- ◆ スペースに限りがある場合は、ある程度距離があっても読める範囲の大きさの文字とすること。
（文字の大きさ（高さ）2.0mm程度が限度）
- ◆ 表示は、スペースを有効に活用するため、ヨコ書き、タテ書きは問わない。
- ◆ 銘板等に既に製造年を表示している場合、その近傍に本表示をする場合に限り製造年の表示を兼用しても良い。
- ◆ PSE表示とは分けて表示して良い。

注意!

製品の修理や部品の交換等により表示が失われる場合については、修理等の後にも同様に表示がなされるようにすること！

4. 設計上の標準使用期間①

設計上の標準使用期間とは

- ◆ 当該製品の製造又は輸入事業者が、標準的な使用条件 ¹ の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定 ² するものです。
- ◆ 標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望まれます。
- ◆ また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある場合には、その旨を取扱説明書等に明記することが望まれます。

1 設計上の標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの標準的な使用条件について、JISが制定されました。

なお、各対象品目の制定されたJISは、日本工業標準調査会（JISC）のホームページ「JIS検索」（<http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html>）で閲覧することができます。JIS番号を入力して検索してください。

表1 各対象品目のJIS一覧

JIS C9921-1	扇風機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-2	換気扇の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-3	ルームエアコンディショナの設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-4	電気洗濯機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-5	テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る)の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件

表2 標準的な使用条件(例)

扇風機の標準使用条件の例			
環境条件	電圧	単相 100 V 又は単相 200 V	
	周波数	50 Hz 及び / 又は 60 Hz	
	温度	30	
	湿度	65 %	
	設置	標準設置	
負荷条件	定格負荷 (風速)		
想定時間 など	扇風機 (壁掛け扇, 天井旋回扇を含む。)	運転時間	8 h / 日
		運転回数	5 回 / 日
		運転日数	110 日 / 年
		スイッチ操作回数	550 回 / 年
		首振運転の割合	100 %

4. 設計上の標準使用期間②

設計上の標準使用期間とは

- ◆ 当該製品の製造又は輸入事業者が、標準的な使用条件¹の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定²するものです。
- ◆ 標準的な使用条件等の設計上の標準使用期間の算出根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望まれます。
- ◆ また、標準的な使用条件を超えて使用した場合に、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある場合には、その旨を取扱説明書等に明記することが望まれます。

2 製造年を始期として、使用環境、使用条件、使用頻度について標準的な数値（標準的な使用条件）を基礎に、加速試験、耐久試験等の科学的見地から行われる試験（各社それぞれの方法となるもの。）を行って算定された数値に基づき、経年劣化により安全上支障が生じるおそれが著しく少ないことを確認し、又はその旨を判断することができなくなる時期を終期として設定する方法が考えられます。

なお、対象製品の主要部品と同様のものを使用している製品に関する科学的試験の結果算出されたデータを保有している場合（例として、製品のマイナーチェンジ等）には、そのデータ・部品の仕様に基づいて合理的に算出された数値をもって算定できると考えられます。

- ◆ 表示された設計上の標準使用期間よりも前に経年劣化を起因とする事故が発生した場合、定義に沿っていない表示を行ったとして技術基準違反の可能性があるので、その表示が定義されたものかどうかの説明を要する可能性があること、また、当該製品の使用者から期間の設定に関する問い合わせが寄せられる可能性があることから、実際に実施した試験データ等の記録を保管し、説明できる状態にしておくことが望まれます。

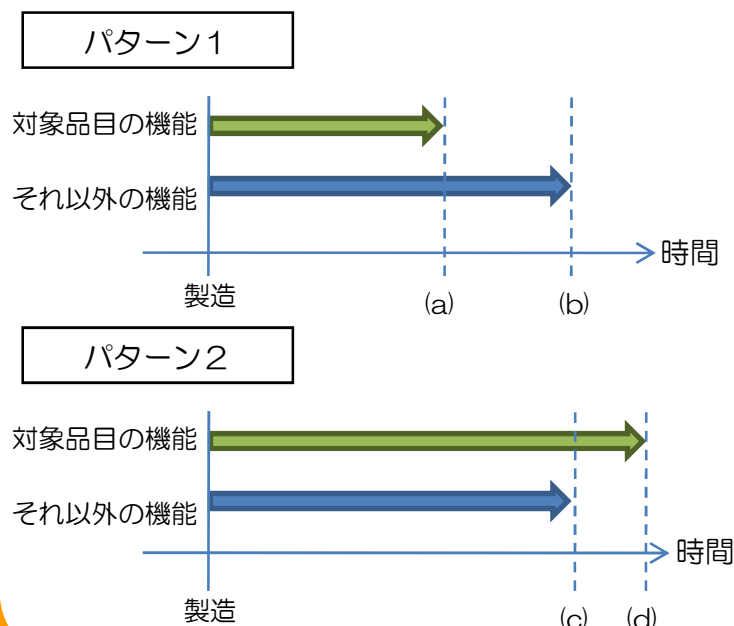
4. 設計上の標準使用期間③

設計上の標準使用期間を設定すべき製品の対象範囲

- ◆ 対象の5品目そのものに該当しない製品で、技術基準を遵守すべき機能が付属している製品（例：温水式の浴室用電気乾燥機）の設計上の標準使用期間は、当該機能について期間を設定するものであるが、製品から当該機能についてのみを切り離して確認試験等を行い、期間を設定することが困難なことが予想されるため、当該機能を含む製品全体に対して設定した期間に代えて構わない。
- ◆ また、規制の対象となる機能のみを評価した期間を設定する場合、消費者に対して誤解を招かないよう、たとえば「当該期間は換気扇機能について設定したものです。」などの記載を明記することが望まれる。

下の考え方参照。

＜技術基準を遵守すべき機能が付属している製品の設計上の標準使用期間の考え方＞



安全上支障なく使用することができる期間を、左図の矢印の終点までとすると、

①製品全体に対する設計上の標準使用期間

- ・パターン1なら製造から(a)までの期間
- ・パターン2なら製造から(c)までの期間

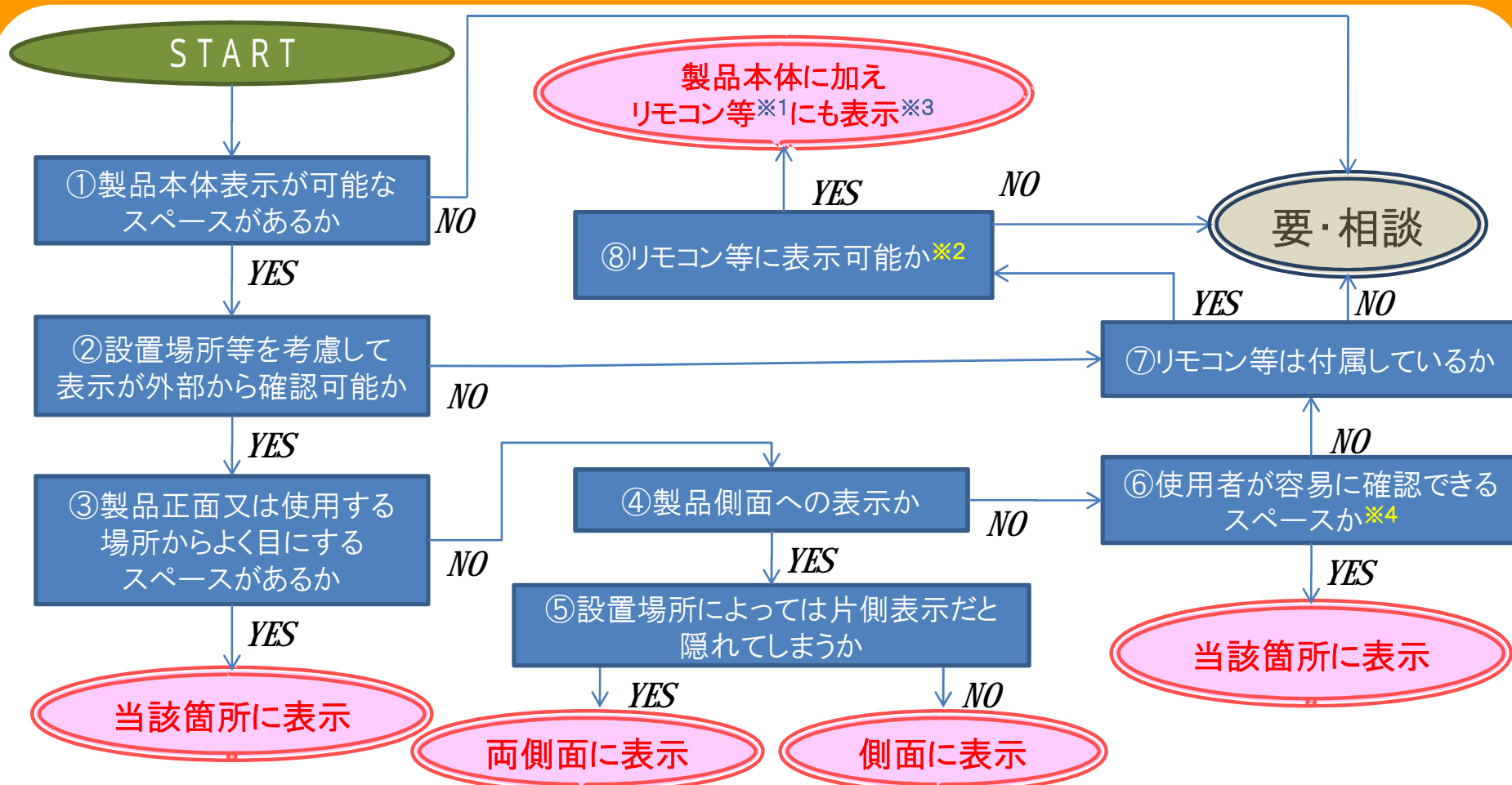
②対象品目の機能のみに対する設計上の標準使用期間

- ・パターン1なら製造から(a)までの期間
- ・パターン2なら製造から(d)までの期間

上記①の場合ならば、パターン1、2とも対象品目の機能に対する経年劣化による事故のリスクを踏まえたものとなり、問題ない。

上記②の場合ならば、パターン2だと対象品目の部分以外の機能が、対象品目の機能よりも早く製品が経年劣化事故が発生するリスクが生じる。そのため、この場合は消費者には誤解を与えないように「当該期間は対象品目の機能の部分に対する期間である」旨の表示等情報提供が必要となる。

5. 製品への表示場所 ～基本的考え方～



- ※1 リモコン等とは、リモコン、壁等に据え付けるスイッチ、その他の使用者がよく目にし、かつ、長期間交換等が想定されない付属品等が考えられる。
- ※2 リモコン等に十分な表示スペースがない、あるいはリモコン等と製品本体が対応していないため製造年や標準期間が明記できない等が判断基準となる。
- ※3 本体に表示するとともに、リモコンにも最小限の情報として「本体の表示」や「取扱説明書」を見るよう促す旨を記載すること。
- ※4 高い場所に設置する際の製品下面、目線より低い場所で使用される際の上面、その他の製品使用時に確認可能な場所等が該当。

(参考1) 本制度と長期使用製品安全点検制度との違い

長期使用製品安全表示制度 (本制度)

長期使用製品安全点検制度

規制方法

◆電気用品の技術上の基準を定める省令の改正

→右の消費生活用製品安全法改正を受け、
対象となる電気用品の技術基準の遵守事項を追加

◆消費生活用製品安全法の改正

→消費生活用製品の長期使用に関する制度を追加

対象製品

経年劣化による重大事故の発生率が点検制度対象製品ま
ではないものの、発生件数が一定程度の製品

- 扇風機
- エアコン
- 換気扇
- 洗濯機 (乾燥装置を有するものを除く。) 及び脱水機 (洗濯機と
一体になっているものに限る。)
- ブラウン管テレビ

経年劣化による重大事故の発生率が一定割合以上の製品

- ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用及びLPガス用)
- ガスバーナー付きふろがま (都市ガス用及びLPガス用)
- 石油給湯器
- 石油ふろがま
- FF式石油温風暖房機
- ビルトイン式食器洗機
- 浴室用乾燥機

内容

◆技術基準適合義務 (従来と同様。)

→追加項目 (長期使用時の注意喚起表示) の遵守

◆点検制度の遵守

→所有者に対する対象製品の所有者登録、製造事業者等
に対する点検応諾、販売事業者等に対する引渡時の
説明 等

(参考2) 経済産業省ホームページ

■ 電気用品安全法のページ

URL <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

▶ 本制度に関する主な資料

- 長期使用製品安全表示制度に関する電気用品の技術上の基準を定める省令改正文
本制度の根拠となる「電気用品の技術上の基準を定める省令」の該当条文です。
- 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について
本制度において対象外となる「産業用のもの」について定義しております。

■ 製品安全ガイド

URL http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html



http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

長期使用製品安全点検・表示制度が始まります
(平成21年4月1日から)

詳しくはここをクリック!

▶ 本制度に関する主な資料

- 長期使用製品安全点検・表示制度ガイドライン
本制度の説明(23ページ)や、本制度に関する説明書への記載方法(28ページ~)の参考になる内容が記載されております。
- 平成20年度長期使用製品の安全に関する制度の対象となる電気用品の標準的な使用の実態に係る調査報告書
委託事業として実施した、対象となる電気用品の標準的な使用の実態に係る調査の報告書です。